

みどり 水土里ネット 羽島用水



写真／羽島市小熊町地内

令和7年4月現在の受益面積及び組合員数

市 町	岐 阜 市	各務原市	羽 島 市	岐 南 町	笠 松 町	合 計
受益面積(ha)	45.1	250.4	762.1	102.4	135.7	1,295.7
組合員数(人)	383	1,447	2,516	699	731	5,776

※排水受益を含む



みどり
水土里ネット

地域に生きる木曾の清流

発行／羽島用水土地改良区
岐阜県羽島郡笠松町新町42
TEL (058) 388-2626
FAX (058) 387-7274
URL <http://www.hashimayousui.jp>
E-mail info@hashimayousui.jp

理事長あいさつ

羽島用水土地改良区 理事長

高橋 伸治



新緑の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当土地改良区の運営、事業の推進につきまして格別のご支援とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

昨年は、比較的天候に恵まれ、また大きな被害もなく、昨年12月の東海農政局公表による岐阜県の作況指数は平年並みの「100」でございました。これもひとえに、組合員の皆様方の日頃からの徹底した水管理の賜物であり、心より敬意を表し感謝申し上げます。

さて、農政の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法」の改正法が令和6年5月に成立いたしました。基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示すものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。また、改正基本法に掲げた理念の実現に向け、食料・農業・農村に関し、中長期的に取り組むべき方針を定めた基本計画が、令和7年4月に閣議決定され、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう策定されました。

国営総合農地防災事業「新濃尾地区」において、令和3年度から整備を進めていただきました、犬山頭首工小水力発電所が昨年完成し、令和6年9月5日に完成式が行われ、10月7日から運用が開始されております。発電された電力は、売電することによって土地改良施設の維持管理費に充てるなど、賦課金の軽減に繋がるものでございます。造成された農林水産省、造成にご理解ご協力を賜りました、愛知県、岐阜県、関係市町の皆様に心より感謝申し上げます。

去る3月21日に開催されました第57回通常総代会におきまして、提出しました全5議案は原案の通り可決成立いたしました。令和7年度一般会計予算については、前年度より4,789千円増の316,035千円でございます。事業計画では、県単土地改良事業2件、土地改良区維持管理適正化事業1件、市町協同事業等を予定しておりますが、引き続き経費節減に努めてまいります。

今年度も犬山頭首工からの取水を4月21日から開始しておりますが、取水量には限りがあります。管内の下流部では揚水機による補給水を多くの地域で行っておりますが、昨今の物価高騰等により、今後も電気料金の価格高騰が予想されることから、組合員の皆様には、より一層の効率的な水管理に取り組んでいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

予算の確保が大変厳しい状況ではございますが、国、県、関係市町のご指導ご協力を賜り組合員皆様の負託に応えてまいりたいと思います。

最後になりましたが、組合員の皆様方の益々のご健勝とご活躍、そして豊穰の秋を迎えられますようご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

第57回 通常総代会開催される



味岡議長

第57回通常総代会は去る3月21日（金）午前10時00分より、笠松町中央交流センター1階集会室において総代59名中、出席51名、書面出席5名、欠席3名の出席を得て開催され、高橋理事長の挨拶の後、味岡議長のもと議事に入り、提出議案5案件について審議がなされ、いずれも原案のとおり可決されました。

提出議案及び令和7年度予算は次のとおりです。

議 案

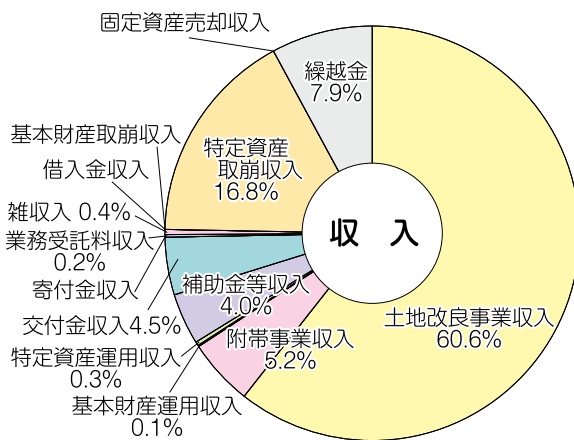
- 第1号議案 令和6年度一般会計収支補正予算について
- 第2号議案 令和7年度事業計画並びに一般会計収支予算について
- 第3号議案 令和7年度組合費及び地区除外決済金の賦課基準
・ 賦課徴収時期・徴収方法について
- 第4号議案 一時借入金について
- 第5号議案 預入金融機関について



令和7年度 一般会計予算

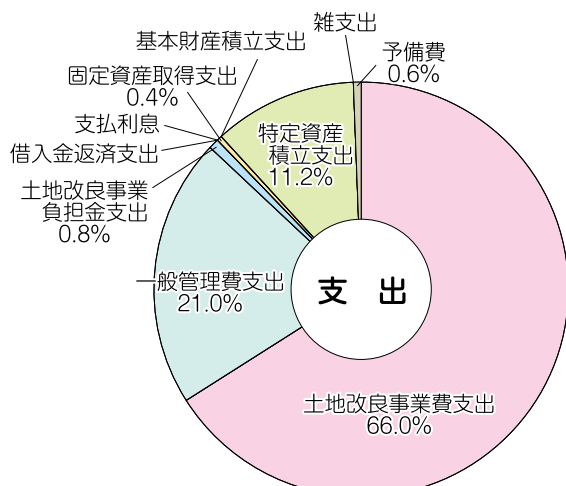
収 入

科 目(款)	予算額(千円)
1. 土地改良事業収入	191,680
2. 附 帯 事 業 収 入	16,361
3. 基本財産運用収入	417
4. 特定資産運用収入	965
5. 補 助 金 等 収 入	12,600
6. 交 付 金 収 入	14,275
7. 寄 付 金 収 入	1
8. 業 務 受 託 料 収 入	551
9. 雑 収 入	1,131
10. 借 入 金 収 入	2
11. 基本財産取崩収入	1
12. 特定資産取崩収入	53,049
13. 固定資産売却収入	2
14. 繰 越 金	25,000
合 計	316,035



支 出

科 目(款)	予算額(千円)
1. 土地改良事業費支出	208,513
2. 一 般 管 理 費 支 出	66,399
3. 土地改良事業負担金支出	2,402
4. 借 入 金 返 済 支 出	2
5. 支 払 利 息	2
6. 固定資産取得支出	1,201
7. 基本財産積立支出	1
8. 特定資産積立支出	35,315
9. 雑 支 出	200
10. 予 備 費	2,000
合 計	316,035



令和7年度 賦課金・地区除外決済金について

令和7年度賦課金・地区除外決済金は通常総代会で下記の通り決定しました。

経常賦課金

地 域	種 目	1,000㎡当たり
全 地 区	田	6,300 円
	畑	3,150

特別賦課金

(国営濃尾用水土地改良事業賦課金)

地 域	種 目	1,000㎡当たり
全 地 区	田	200 円
	畑	100

地区除外決済金

地 域	種 目	1,000㎡当たり
全 地 区	田	295,100 円
	畑	147,550

※1筆につき手数料1,000円

※一定の要件を満たす農地転用決済金等については譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用となります。
詳しくは、税務署の資産課税（担当）部門におたずねください。

令和5年度 収支決算（令和6年10月30日 臨時総代会承認）

一 般 会 計

収 入

科 目（款）	決 算 額（円）
1. 土地改良事業収入	191,434,226
2. 附 帯 事 業 収 入	15,477,092
3. 基本財産運用収入	220,756
4. 特定資産運用収入	32,584
5. 補 助 金 等 収 入	20,640,440
6. 交 付 金 収 入	32,000,000
7. 寄 付 金 収 入	0
8. 業 務 受 託 料 収 入	570,900
9. 雑 収 入	3,661,005
10. 借 入 金 収 入	0
11. 基本財産取崩収入	0
12. 特定資産取崩収入	29,200,000
13. 固定資産売却収入	432,000
14. 繰 越 金	34,799,514
合 計	328,468,517

支 出

科 目（款）	決 算 額（円）
1. 土地改良事業費支出	236,950,647
2. 一 般 管 理 費 支 出	58,062,724
3. 土地改良事業負担金支出	2,044,783
4. 借 入 金 返 済 支 出	0
5. 支 払 利 息	0
6. 固 定 資 産 取 得 支 出	0
7. 基本財産積立支出	2,103,111
8. 特定資産積立支出	4,100,048
9. 雑 支 出	0
10. 予 備 費	0
合 計	303,261,313

差引残高 25,207,204円（翌年度繰越金）

財 産 目 録（令和6年3月31日現在）

(資産の部)	
1. 流 動 資 産	120,040,299円
2. 固 定 資 産	4,614,204,163円
合 計	4,734,244,462円

(負債の部)	
1. 流 動 負 債	95,705,825円
2. 固 定 負 債	105,214,065円
(正味財産の部)	
1. 正 味 財 産	4,533,324,572円
合 計	4,734,244,462円

令和7年度 羽島用水取水計画

期 間	取水計画量(㎡/S)	備 考
4月 1日～ 4月20日	0.00	
4月21日～ 5月20日	3.50	苗代
5月21日～ 6月19日	6.52	代掻き・田植え・普通期
6月20日～ 7月21日	6.50	〃
7月22日～ 7月28日	3.50	中部地区 断水(中干し)
7月29日～ 9月24日	6.50	出穂期・普通期
9月25日～10月 6日	3.50	
10月 7日～翌年3月31日	0.06	

※許可水利権により取水しております。早期栽培には十分な水量確保ができませんのでご了承下さい。

※気象条件等により変更する場合があります。また、下記の場合は大山頭首工において取水水門が全閉となりますので、通水不可となります。

- ①地震発生の場合 1) 震度5以上の場合
2) NTT回線が寸断された場合
②木曾川洪水量3千㎡/sを超えた場合

お願い

農業用水は水利権に基づき取水し、基幹水路から分水しておりますが、分水後の管理は各地域で調整を行い、水の有効利用をお願いします。
また、田の取水栓（横断管含む）、排水口は個人の財産ですので自己管理をお願いします。

地域活動への取り組み

あじさい祭り&ウォーク

令和6年6月9日（日）、正木コミュニティセンター（羽島市正木町）において、「第26回正木町健幸（けんこう）あじさい祭り&ウォーク」が開催されました。

地域の皆さん、国、県、市の方々が参加され、羽島用水のパイプライン化によって整備された遊歩道に植えられたあじさいを鑑賞しながら、ウォーキングや写生を楽しみました。



取水のための「堰板」は使用後に元に戻しましょう!

当土地改良区の用水は、限られた取水量にて賄われております。昨今の農業の兼業化に伴い、以前のような田んぼの見回りをされる方が少なくなってきており、常に水路に「堰板」や「土のう」等を入れたままの状況が各地区で見受けられます。その結果、下流地域に用水不足をきたしています。

また、降雨時、水路に「堰板」が入れてあると水路から水が溢れて周辺に浸水被害をもたらす等非常に危険な状態となります。「堰板」を使用して取水された場合は、使用者が責任を持って使用後速やかに撤去して下さい。

ストップ!不法投棄 ～不法投棄を撲滅させましょう～

水路にゴミや刈り取った草等を捨てられますと、水路が詰まって水が溢れることがあり大変危険です。

不法投棄の罪は重く、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

たとえ捨てたのがビン、缶、紙くすのちょっとした家庭ゴミであっても、この行為は不法投棄であり犯罪行為です。厳しい処罰の対象となります。

また、撤去処理には多額の費用（賦課金）が必要となります。当土地改良区では、悪質な不法行為に対しては、直ちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。



おくやみ

総代 高木重雄氏が去る令和6年9月27日にご逝去されました。

生前、土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご尽力賜りましたことに深く感謝を申し上げ、謹んでご冥福をお祈り致します。



羽島用水土地改良区施行事業

令和6年度は県単事業5地区、市町協同事業31地区、改良区単独事業78地区の工事を施行いたしました。

県単事業 足近5巻上機設置工事



市町協同事業 伏屋排水路改良工事



一色高瀬排水路護岸修繕工事



◆組合賦課金の納入について◆

【賦課金の納期内完納にご協力ください。】

賦課金の納期限及び口座振替日は **令和7年5月27日(火)** です。 ※月末ではありません

羽島用水賦課金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

口座振替のご案内

○次の金融機関の本支店を口座振替にご利用いただけます。

銀 行	岐 阜	・ 十六	・ 大垣共立					
	愛 知	・ 名古屋	・ 愛知					
	三 重	・ 百五	・ 三十三					
	そ の 他	・ 静岡	・ 清水	・ 滋賀	・ 福井	・ 北國	・ 北陸	
		・ 富山第一	・ 中国	・ トマト	・ 八十二	・ 関西みらい		
		・ 北海道	・ 山口	・ 富山	・ 北九州	・ 楽天	・ auじぶん	
都 信	銀 託	・ 三菱UFJ	・ みずほ	・ りそな	・ 埼玉りそな	・ 三井住友		
		・ 三井住友信託						
信 用 金 庫	岐 阜	・ 岐阜	・ 大垣西濃	・ 関	・ 東濃	・ 八幡	・ 高山	
	愛 知	・ 愛知	・ いちい	・ 岡崎	・ 蒲郡	・ 瀬戸	・ 瀬戸	
		・ 知多	・ 中日	・ 東春	・ 豊川	・ 豊田	・ 豊田	
		・ 豊橋	・ 西尾	・ 半田	・ 尾西	・ 碧海	・ 碧海	
	三 重	・ 北伊勢上野	・ 桑名三重	・ 津				
	そ の 他	・ 遠州	・ 島田掛川	・ 浜松磐田	・ 湖東	・ 長浜	・ 長浜	
		・ 滋賀中央	・ 京都	・ 京都中央	・ 金沢	・ 興能	・ 興能	
		・ のと共栄	・ はくさん	・ 高岡				
信 用 組 合	岐 阜	・ 岐阜商工	・ 飛騨	・ 益田	・ 岐阜県医師	・ イオ		
愛 知	・ 愛知県中央							
農業協同組合 (JA)	岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・静岡県・長野県のすべての農業協同組合							
労 働 金 庫	東海労働金庫							
ゆうちょ銀行	全国のゆうちょ銀行							

◎ご注意下さい!

賦課金を納期限内に納入されない組合員に対して、滞納処分的前提となる督促状により督促をいたしております。

賦課金が納入期限までに完納されない場合は、納入期限の翌日から納付日までの期間に応じて、年14.6%の延滞金、並びに督促状を発した場合には、督促手数料相当額を過怠金として徴収されることになりますので、期限内納入にご協力下さい。

口座振替等に関するQ&A

Q1 賦課金の納付を口座振替(自動払込み)にしたいのですが、その手続きはどこですのですか。

A 羽島用水土地改良区総務課で手続きをお願いします。電話でお問い合わせいただき、郵送でも手続きが可能です。

Q2 口座振替(自動払込み)にしたいのですが、その手続きをするのに何が必要でしょうか。

A 申込みに必要なものは、下記のものです。

- 賦課金口座振替依頼書(羽島用水土地改良区に備え付けてあります)
- 預貯金通帳(金融機関、支店名、種目、口座番号が分かるもの)
- 通帳使用印鑑

Q3 口座振替の領収書が欲しいのですが。

A 羽島用水土地改良区にご連絡いただければ、「賦課金納入証明書」を送付させていただきます。

Q4 1期(5月)までは納付書により、現金で納めていましたが、2期(10月)の賦課金から口座振替(自動払込み)を申し込みたいと思います。申し込みはできますか。

A 年度の途中からでも口座振替(自動払込み)を申し込むことができます。8月末までにお申し込みください。

Q5 郵便局で現金納付したいのですが。

A 郵便局の窓口にて現金納付をご希望の方は、ご連絡をいただければ郵便局用の払込取扱票を送付させていただきます。

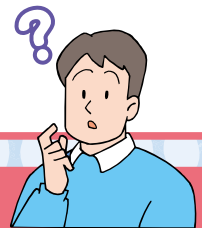
ごぞんじですか？自己申告 こんな時は必ず届出をお願いします

◆組合員の資格等に変更があったとき

賦課金は毎年4月1日を基準に賦課されますので、土地改良区に届出されないと変更することができません。次の場合は、毎年3月末日までに届出をしてください。もし届出がなければ、従来通り賦課されます。(法第44条)

1. 組合員が死亡した場合
2. 農地の移動(売買・賃貸借・交換等)
3. 農業者年金等による経営移譲

農業委員会の承認、登記が完了していても届出をされないと、従来の組合員に賦課金が課せられますので必ず届出をして下さい。



組合員のみなさんの質問にお答えします。

Q1 賦課金額はいつ決まるのですか？

- A** 賦課金は「土地改良法第36条」及び「羽島用水土地改良区定款」の規定により、土地改良区の事業に要する経費に充てるため、組合員に賦課徴収されます。毎年3月に開催される通常総代会で決定されます。

Q2 賦課金は転作地や休耕地にもかかるのですか？

- A** 当土地改良区の賦課金は、水道のように使用水量により賦課されるのではなく、施設の工事費や維持管理費等に必要経費を面積により算定していますので、**転作地や休耕地にも賦課金はかかります。**

Q3 農地転用決済金とは？

- A** 決済金は「土地改良法第43条第2項」及び「地区除外等処理規程」の規定に基づき、徴収するものです。農地を転用した場合に徴収することから、「農地転用決済金」又は、「地区除外決済金」といわれます。

農地を宅地に転用し、土地改良区から地区除外する組合員が土地改良区の将来の維持管理費等に相当する費用を一括して支払うことにより、残った組合員の負担が過重にならないようにするものです。

田を畑とする場合にも土地改良区に対し手続きが必要です。その場合でも決済金の納付が必要ですのでご注意ください。

未決済の場合は、継続して賦課金が徴収されます。

Q4 農地を公共用地(道路など)として県や市に譲渡した場合は？

- A** 道路、河川など公共用地として買収、寄付された農地についても、土地改良区に届出と農地転用決済金の納付が必要です。届出がなければ、従来どおり賦課されます。

Q5 家庭雑排水等を排水路へ放流したいときはどうなるのですか？

- A** 家庭や事務所からの排水は都市排水といって、本来は下水道で処理されるべきものでありますが、下水道が整備されていない地域では農業用の排水路に放流されているのが現状です。

当土地改良区では地元総代の同意をもとに検討したうえで、やむを得ないものとして許可することにしています。浄化槽の排水、家庭雑排水、工場排水、営業排水等を当土地改良区の区域内に放流したいときは、あらかじめ許可を取って下さい。